

善通寺市監査委員公表第5号

令和2年11月9日付け善監委第39号で提出した令和2年度財政援助団体監査（前期分）〔善通寺市文化協会〕の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和2年12月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 壽賀崎久

令和2年度財政援助団体監査（前期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について（本市所管分）

個別指摘事項

【善通寺市文化協会（生涯学習課所管）指摘事項】

収支決算報告書の記載について

決算書の収入の部に、定期預金取り崩しとして15万円の記載があるが、これは、剰余金としての運用なので、繰越金に含めて記載すべきと考えられる。今後、文化協会を指導されたい。

【検討結果】

文化協会には、今後は繰越金に含めて記載するよう指導し、ご理解いただけた。